

---

## 平成31年度（令和元年度）若者支援に関する居場所等活動助成

---

本助成金は、寄附を中心とした「柏こども未来基金」を財源としています。

そのため、助成額は、寄附の状況をふまえて、毎年度設定します。

### 1 趣旨

市内で、若者支援に関する居場所等を実施している団体に対し、活動に要する経費を助成します。

### 2 対象団体

次のいずれにも該当する団体を対象とします。

- (1) 5名以上で構成され、地域住民が主体的に関わり、継続的な活動を行う団体等。
- (2) 「若者自立支援サポーター連絡会」に参加・協力すること。
- (3) 特定の個人及び地域を限定した活動ではないこと。
- (4) 政治、宗教及び営利活動、若しくはこれに類似される行為を行わない団体。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を乱す行為を行わない団体。

### 3 対象活動

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに、定期的（概ね年10回以上）開催し、若者（概ね10～30代）支援に関する居場所（ひきこもり等）や相談等の活動

### 4 助成額

対象活動の期間に要する対象経費総額の10分の9以内で、1団体5万円以内。  
但し、他の補助・助成を受けている場合は、その額を控除した範囲内とします。

### 5 共同研究事業助成

次のいずれにも該当する活動は、4の助成額とは別に、研究活動として1団体15万円以内（対象経費総額の10分の9以内）の助成申請をすることができます。

但し、4の助成額や他の補助・助成を受けている場合は、共同研究事業助成に係る支出が明確に把握できることが必要です。

- (1) 3に該当する活動であること。
- (2) 何らかの事情により社会参加、自立することができない状況にある若者が抱える

福祉ニーズの把握、課題解決について、研究できる活動であると認められること。

(3) 本会が行う書類審査・ヒアリングにより、共同研究事業として認められる活動であること。

## 6 対象経費

対象活動に要する経費。

但し、人件費、慶弔費は除きます。

## 7 申請

令和元年5月7日（火）～6月14日（金）までに問い合わせ先まで申請ください。

(要予約制)

申請書類は、本会指定の申請様式の外、必要な書類を添付ください。

3に該当する活動で、共同研究事業を申請される場合は、研究内容と成果の見込みが分かる書類（任意様式）を提出ください。

## 8 助成金の決定

令和元年7月上旬を予定しています。助成金は7月中旬に交付予定です。

## 9 実績報告

助成金を受けた団体は、対象活動の期間終了後、本会が指定する期間内並びに様式で実績報告を提出いただきます。

共同研究事業に該当する活動については、研究成果も併せて提出いただきます。

## 10 留意事項

「助成金を目的以外に使用したとき」「本来の趣旨と逸脱」「助成事業が実施されなかった」「事業報告、収支決算報告が適切に行われなかった」「その他本会が不適当と認めた」場合は、助成の取消・返還となります。

## 11 問い合わせ（申請窓口）

社会福祉法人柏市社会福祉協議会 相談支援課（担当：渡邊）

〒277-0005 柏市柏5-11-8 いきいきプラザ

電話04-7163-1234